

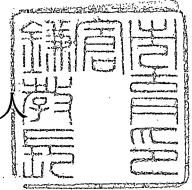
鎌教委教総第1065号

令和4年(2022年)5月10日

鎌倉市議会議長 中村 聡一郎 様

鎌倉市教育委員会

教育長 岩岡 寛人



文書による質問への回答について(送付)

令和4年(2022年)4月27日付け鎌議調第61号で依頼のありました標記の件について、鎌倉市議会基本条例第7条第5項の規定により、別紙のとおり答弁書を送付いたします。

【事務担当】

教育総務課 総務担当(内線2454)



議会受付番号	文書質問第3号
質問者	長嶋竜弘議員
答弁する者	教育長 (教育文化財部教育指導課)

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第3号の質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 質問の内容

マスク着用について様々な問題が懸念されるので、以下についてお答え頂きたい。

- ① マスク着用が新型コロナウイルス感染症の防止に繋がるという科学的根拠はあるのか
- ② 新型コロナウイルスの感染者で他人にうつす可能性のある人に会い、感染するような状況で一定の時間一緒にいる確率は一体何パーセントあるのか。それ以外の時の着用は意味があるのか。
- ③ 仮に飛沫がマスクで抑えられたとしても、すぐマスクを外さない限り、高温多湿のマスク内でウイルスが増殖、飛沫の水分が乾燥するなどしてかえって感染しやすくなるのではないのか。
- ④ あちこち触った手でマスクを触る事でマスクにウイルスが付き、高温多湿のマスク内でウイルスが増殖して、かえって感染しやすくなるのではないのか。
- ⑤ 空気感染はマスクで防げるのか。
- ⑥ マスクは素材や性能に関係なく何でも良いのか。
- ⑦ 市販の不織布に使用されている材料は何か、人体に有害なものは無いのか。
- ⑧ マスクをする事はどのようなリスクがあるのか。
- ⑨ マスク着用を求めるのは、その方が感染者であるという事を前提に求めている行為であるが、それを全ての市民に求めているのは問題があるのではないのか。
- ⑩ 小学校で健康上の理由でマスクを付けられない子どもに対して、音楽の授業でアクリル板をたてると言う行為を行った。立って合唱するとアクリル板は身長より低いとの事。やめてほしいと伝えたら一番前の席に移動という内容。この行為に対して教育長はどのように考えているのか。

### 2 質問の理由

マスクは逆に感染を拡大しているように思われ、気温上昇と共に熱中症の危険も懸念されるので、健康被害を食い止める為に、すぐ外す必要があるので緊急性が高い問題である。

### 3 答弁

(1) ～ (9) (市長から回答します。)

(10) 文部科学省が示している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」が求められており、同マニュアルの中で特に感染リスクが高いとして挙げられている合唱の活動において、身体的距離が十分にとれず、マスクを着用できない場合に何らかの保健衛生上の代替措置をとるという判断は同マニュアルに沿った対応であったと考えます。

合唱の活動において身体的距離が確保できていない場合に、マスク着用の代替措置としてアクリル板の設置を検討したことは、飲食店の認証等において遮蔽物の設置を求めていることに鑑みれば必ずしも不適當であるとは言えません。しかし、目の高さに届かないようなアクリル板であったことについては、結果的に保健衛生上の措置として有効性を欠くものであったと考えられます。

学校において児童・生徒が健康上の理由等によりマスクを着用できない場合であつて、感染拡大防止のために何らかの保健衛生上の措置を講じる場合には、当該措置について児童・生徒と保護者の理解を得るとともに、当該児童・生徒に対する差別が生じないよう配慮することが必要であると考えます。

以上